

まちかど救急ステーションに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不慮の事故や急病により呼吸、脈拍が停止するなど、重篤な傷病者が発生した際に、迅速な応急手当の実施に積極的に取り組む事業所又はその他の団体（以下「事業所」という。）をまちかど救急ステーションとして認定し、その活用を図ることにより、安全、安心なまちづくりを推進し、救命率の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 救急ステーション まちかど救急ステーション認定証（以下「認定証」という。）及びまちかど救急ステーション標章（以下「標章」という。）を交付した事業所をいう。
- (2) 救命講習 高松市応急手当普及啓発活動実施要綱（平成28年12月1日高松市消防局庁達第11号）に基づく普通救命講習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、救命入門コース、上級救命講習をいう。
- (3) AED 自動体外式除細動器をいう。
- (4) 消防局長 高松市消防局長をいう。

(認定の要件)

第3条 救急ステーションの認定の要件は、次の各号に該当する事業所等で消防局長が適当と認めたものに対して交付する。

- (1) 本市、綾川町又は三木町の区域内に所在する事業所であること。
- (2) 前号の事業所内にAEDを1台以上設置し、適正に維持管理していること。
- (3) 事業所に1名以上、救命講習のいずれかを修了している者が在籍していること、又は消防局長が救命講習の修了者と同等の知識及び技術を有すると認める者が在籍していること。
- (4) 営業等の時間中又は、営業時間を問わずAEDを提供できる体制が整えられる場合は、緊急時において誰にでもAEDを速やかに提供できること。
- (5) AED使用後は、事業所の責任において整備することができる体制であること。
- (6) 本市、綾川町及び三木町の広報誌、ホームページ等で救急ステーションである旨を公表することに同意していること。

(認定の申請)

第4条 救急ステーションの認定を受けようとする事業所の代表者は、まちかど救急ステーション認定申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、消防局長に申請しなければならない。

(標章等の交付)

第5条 消防局長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、当該事業所が認定要件を満たしていると認めるときは、まちかど救急ステーション認定証(様式第2号)及びまちかど救急ステーション標章(様式第3号)(以下「標章等」という。)を申請者に交付するものとする。

2 消防局長は、前項の規定により標章等を交付したときは、速やかにまちかど救急ステーション認定交付簿(様式第4号、以下「交付簿」という。)に必要な事項を記載するものとする。

(標章の掲示)

第6条 ステーションの認定を受けた事業所の代表者(以下「代表者」という。)は、標章を当該事業所の出入口等周囲から見えやすい場所に掲示しなければならない。

(有効期間)

第7条 標章等の有効期間は、3年間とし、事業所から特段の申し出がない限りさらに3年間継続するものとする。以後の継続においても、同様とする。

(代表者の責務)

第8条 代表者は、傷病者が発生した時に適切な応急手当ができるよう次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 従業員等に救命講習を定期的受講させ、救命講習修了者の増員に努めること。
- (2) AEDを適切に維持管理すること。

(廃止等に関する届出)

第9条 事業所の責任者は、ステーションを廃止し、若しくは休止したとき、又は申請書の内容に変更があった時は、速やかにまちかど救急ステーション(廃止・変更・休止・再開)に関する届出書(様式第5号)により消防局長に届け出なければならない。

2 消防局長は、前項の規定による届出があった時は、速やかに交付簿の記載を修正し、又は削除するものとする。

(交付の取消し)

第10条 消防局長は、救急ステーションが次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに標章等を返還させるものとする。

- (1) 認定要件を満たさなくなったとき。
- (2) 不正な手段により標章等の交付を受けたとき。
- (3) その他標章等を交付することが適切でないと消防局長が認めたとき。

2 消防局長は、前項の規定により標章等を返還させたときは、当該事業所に係る交付簿の記載を削除するものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、消防局長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月16日から施行する。